
資料編 用語集（案）

あ行

アウトリーチ

英語で「外に手を伸ばす（Outreach）」の意で、長期にひきこもりの状態にあるなど、自ら助けを求めることが難しい人や、支援につながることに拒否的な人など、潜在的な相談者や課題を抱えた人を把握し、支援のために積極的に出向いて関わり続けること。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき、地域の障がい福祉分野における相談支援の中核的な役割を担う機関。地域の実情に応じて、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等の業務を行う。

ケアマネージャー（介護支援専門員）

要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助する人。

更生保護女性会

女性の立場で、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体。全国で約 13 万人の会員が、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、刑務所や少年院での協力や、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。

子育て支援センター

妊娠中の方や子育て中の方がお子さんと一緒に過ごせる「ひろば」として、茅ヶ崎市が市内 4 か所に設置している施設。子育てアドバイザーによるお悩み相談や、助産師、栄養士、保健師などによる専門的相談も実施。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整等を行う専門知識を有するもの。

さ行

市長申立て

成年後見制度*の利用が必要にも関わらず、申立てが可能な配偶者や 4 親等内の親族がいないことにより申立てが困難な方について、市長が家庭裁判所に申立てを行うこと。

市民後見人

→ 成年後見人等

社会資源

人々が社会生活を営む中で活用される、人や組織、場所、施設、サービスなどの総称。地域のボランティアや自治会などの住民団体、様々な職種の専門職、公共施設、民間機関、制度に基づく福祉サービス、情報、自然環境や文化財など様々なものがあり、それらの「つながり」自体も社会資源と考えられる。

社会福祉協議会

地域の課題解決と住民生活の向上を目指した福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織のこと。

重層的支援会議・支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、多機関協働事業者（茅ヶ崎市）が設置する支援に関わる関係者の会議。支援及び個人情報の共有について本人同意がある事案について、支援プランの適切性の協議、関係機関の役割分担の確認、プラン終結時の評価を行うほか、個々のニーズに対応する社会資源*が不足していることを把握した場合には、社会資源*の開発等に向けた取組みを検討する。支援会議は、社会福祉法第 106 条の 6 に基づき、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯への適切な支援を行うため、市が設置する会議。会議の構成員には守秘義務が課され、本人同意なしで、潜在的な課題を抱える人に関する情報提供・情報共有が可能。予防的、早期の対応が必要な事例に対し、必要な支援体制を検討する。

親族後見人

→ 成年後見人等

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するにあたり、収入や資産などの状況から、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、成年後見制度の申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業。

成年後見制度利用促進会議

茅ヶ崎市が設置している、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、医師、福祉事業者、学識経験者等で構成される会議体。成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に関し、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者との連携を強化するために設置されている。

成年後見人等

法定後見制度*で、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって選任される支援者の総称。法定後見制度*では、本人の判断能力の程度により、「後見（自分では財産管理をすることができない）」、「保佐（金額が大きくて難しい売買や契約には常に援助が必要）」、「補助（金額が大きくて難しい売買や契約は支援を受けた方がよい）」の3つの類型があり、各類型の支援者である、成年後見人・保佐人・補助人を総称して成年後見人等という。成年後見人等は、本人の家族等の親族後見人*（保佐人・補助人）、第三者である専門職の専門職後見人（保佐人・補助人）、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見*（保佐・補助）、身近な地域の人で専門的な研修を受講した市民後見人*（保佐人・補助人）などに

分類される。

相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業所。

相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する専門職のこと。

相談支援包括化推進員

複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯への的確な支援を行うため、既存の相談窓口からの依頼を受け、課題の解きほぐしや、支援を行う関係者の役割分担、社会資源*の効果的な活用や開発等、支援体制を総合的にコーディネートする専門職のこと。

た行

ダブルケア

1 人の人や 1 つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面する問題。

地域活動支援センター

障がい者を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域支え合い推進員

介護保険法に基づき全国の市町村が実施する、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民や多様な活動主体が連携・協力して日常の困りごとや課題にともに取り組める地域づくりを目指す生活支援体制整備事業（愛称「ささえ愛♡ちがさき」）において、市内 13 地区ごとに配置されている。地域ニーズや社会資源を見える化するとともに、公的制度によらないインフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師等・社会福祉士等・主任ケアマネージャー等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。

茅ヶ崎市実施計画 2025

茅ヶ崎市総合計画*に定めた将来の都市像を実現するための実行計画で、短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と、具体的な手段である「事務事業」を定めているほか、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを「重点戦略」として位置付けている。計画期間は令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの 3 年間。

茅ヶ崎市総合計画

市の目指す姿を明らかにし、それを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた、まちづくりの指針。市の目指す姿である「将来の都市像」と都市像を計画的に実行するための政策の基本的な方向となる「政策目標」を定めている。計画期間は令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間。

茅ヶ崎ボランティア連絡会

茅ヶ崎市内のボランティアグループ 13 団体で構成され、「たんぽぽの綿毛のように もっとボランティア」をテーマに、グループ間の情報交換、相互協力を通して各グループ活動の推進している。

地区支援ネットワーク会議

地域住民や地域団体等に寄せられる相談のうち解決困難な事例や地域の課題を、住民が主体的に把握し、地区全体のネットワークで解決に向けた検討を行うことを目的とした会議。市内 13 地区で開催されており、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、まちちから協議会、自治会の役員等、地区により様々なメンバーで構成されている。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

任意後見制度

成年後見制度*のうち、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合の支援者（任意後見人）や支援してもらう内容を、公証役場で公正証書を作成し（任意後見契約）、決めておく制度。

は行

8050 問題

80 代の親が自室にひきこもる 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を負うという社会問題のこと。

バリアフリー

高齢者や障がい者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。今日では、バリアフリーは、物理的な障壁だけでなく、制度的、心理的または情報の活用においても存在すると考えられ、それらを含む生活全般に関連して考慮すべきであるとされている。

法人後見

→ 成年後見人等

法定後見制度

成年後見制度*のうち、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、支援者（成年後見人等）が選ばれる制度。本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」という 3 つ類型がある。

保護司会

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱される、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司の活動区域として全国に 886 の保護区があり、保護区ごとに保護司会が組織され、地域の特色に応じた活動が行われている。

ま行

ミニデイ・サロン

地域を拠点に、住民が当事者として企画者、参加者となり、共に運営していく仲間づくり・居場所づくりの活動。高齢者、障がい者、親子など、対象は様々で、体操やレクリエーション、趣味活動などのプログラムを行うもの、特別なプログラムをもたないで自由に時間を過ごすものなど、様々な内容のものがある。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。